

議案第4号

目黒区立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月19日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例

(目黒区立特別養護老人ホーム条例の一部改正)

第1条 目黒区立特別養護老人ホーム条例(平成元年12月目黒区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第8条第26項」を「第8条第27項」に改める。

第4条第1号中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

(目黒本町五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 目黒本町五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成22年3月目黒区条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

(目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成25年3月目黒区条例第5号)の一部を次のように改正する。

第17条及び第18条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第66条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第88条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第110条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第130条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第152条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

(目黒区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部改正)

第4条 目黒区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例(平成25年3月目黒区条例第6号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

#### 付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説明) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)により介護保険法(平成9年法律第123号)が改正されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 目黒区立特別養護老人ホーム条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

(\_\_\_\_\_は、改正点)

第1条による改正案	現行条例
(サービスの提供)	(サービスの提供)
第3条 特別養護老人ホームは、第1条の目的を達成するため、次に掲げるサービスを提供する。	第3条 特別養護老人ホームは、第1条の目的を達成するため、次に掲げるサービスを提供する。
(1) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条第27項</u> に規定する介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設サービス」という。）	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条第26項</u> に規定する介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設サービス」という。）
(2)・(3) (現行に同じ。)	(2)・(3) (省略)
2 (現行に同じ。)	2 (省略)
(利用することができる者)	(利用することができる者)
第4条 特別養護老人ホームを利用することができます者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。	第4条 特別養護老人ホームを利用することができます者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。
(1) 介護福祉施設サービス 介護保険法 <u>第8条第22項</u> に規定する要介護者である同法第41条第1項に規定する要介護被保険者	(1) 介護福祉施設サービス 介護保険法 <u>第8条第21項</u> に規定する要介護者である同法第41条第1項に規定する要介護被保険者
(2)・(3) (現行に同じ。)	(2)・(3) (省略)

2 目黒本町五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表

(\_\_\_\_\_は、改正点)

第2条による改正案	現行条例
<p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 地区計画の区域においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) 目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成19年11月目黒区条例第44号）第2条第2項第5号に規定するワンルーム形式集合建築物のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの以外のもの（寮、寄宿舎、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を提供するための施設その他これらに類する施設を除く。）</p> <p>ア・イ (現行に同じ。)</p>	<p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 地区計画の区域においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成19年11月目黒区条例第44号）第2条第2項第5号に規定するワンルーム形式集合建築物のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの以外のもの（寮、寄宿舎、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護を提供するための施設その他これらに類する施設を除く。）</p> <p>ア・イ (省略)</p>

3 目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（第3条関係）新旧対照表 ( \_\_\_\_\_ は、改正点)

第3条による改正案	現行条例
<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法</p>	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法</p>

施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出こと等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、省令第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

（利用定員等）

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指

施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出こと等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、省令第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

（利用定員等）

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指

定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第122条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。第122条において同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（心身の状況等の把握）

第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅

定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第122条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。第122条において同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（心身の状況等の把握）

第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅

介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

## 第6章 認知症対応型共同生活介護

### 第1節 基本方針

第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければな

介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

## 第6章 認知症対応型共同生活介護

### 第1節 基本方針

第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むができるようするものでなければな

らない。

## 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

### 第1節 基本方針

第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものと同等のものとされるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならぬ。

2 (現行に同じ。)

### 第2節 基本方針

第152条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介

らない。

## 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

### 第1節 基本方針

第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものと同等のものとされるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようするものでなければならぬ。

2 (省略)

### 第2節 基本方針

第152条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介

護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をすることにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2・3 (現行に同じ。)

護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をすることにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2・3 (省略)

4 目黒区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部改正(第4条関係)新旧対照表

(\_\_\_\_\_は、改正点)

第4条による改正案	現行条例
(利用定員等)  第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介	(利用定員等)  第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介

護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（同条

護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（同条

第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。